

通り慣れた道・集落内の道路でも 安全運転の徹底をお願いします。

近年、集落からカーブミラーや停止線の新設に関する要望が増えています。改めて「**止まる・見る・待つ**」を徹底し、一人ひとりが交通安全を意識した行動を心がけましょう。

【生活道路に潜むリスク】

【注意①】スピードの出し過ぎ

- ・令和8年9月1日施行の法令改正から、標識などによる最高速度の指定がなく、センターライン（中央線）のない生活道路の法定速度は時速30kmになります。速度を守り、安全運転を心がけましょう。



【注意②】右折・左折時

- ・交差点では、対向車や周囲の状況に気を取られ、歩行者や自転車を見落としがちです。左後方から直進してくるバイクや自転車の巻き込み事故などに、十分注意しましょう。



【注意③】道路標識や路面標示がない交差点

- ・集落内の狭い道路や見通しの悪い交差点では、どちらが優先かどうかは関係なく、しっかりと安全確認を行いましょう。



【交差点での安全アクション】

対象	ポイント	実践内容
ドライバー	【しっかり停止、しっかり確認】	集落内の狭い道路や見通しの悪い交差点では必ず車輪を完全に停止させ、左右の安全を目視で確認しましょう。
歩行者	【手を挙げて意思表示】	横断歩道を渡る際は、手を挙げるなどしてドライバーに渡る意思を示し、安全を確認してから横断しましょう。
共通 (ドライバー・歩行者)	【アイコンタクト】	相手と目を合わせて安全確認しましょう。特にスマートフォンを見ながらの「ながら運転」「ながら歩き」は大変危険です。

【夕暮れ時には特に注意！】

ドライバーは早めのライト点灯を心掛け、対向車がない場合はハイビームを活用しましょう。歩行者や自転車利用者は、反射材を着用したり明るい色の服を選んだりして、周囲から見えやすくすることが大切です。



夏の交通安全県民運動

期間 7月11日(土)～20日(月・祝)



■問合せ 総務課防災安全室 Tel 0778-47-8016